

公立千歳科学技術大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公立千歳科学技術大学（以下「本学」という。）で研究に関わるすべての者が、研究に係る不正及び研究費の取扱いに係る不正を防止することで、社会的責任を果たし、研究の信頼性と公正性及び自由な研究活動の遂行を確保することを目的として、本規程を定め、本学の研究に携わる全ての者に係る倫理的な行動規範とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究」とは、科学・文化の諸領域における専門的に行う個人研究や、学内外の諸機関との共同研究及び受託研究、プロジェクトによる研究等をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、研究活動を行う本学の教職員その他研究費又は本学の施設若しくは設備を利用して研究活動を行うすべての者を指す。

3 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省庁が所轄する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

4 前項に掲げる公的研究費以外の競争的資金等の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

5 この規程において「研究費」とは、本学が研究者等に交付する研究費及び研究者等が学外から獲得した研究費をいう。

6 この規程において「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（報告を含む。）の各過程において故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。

(1)研究活動における特定不正行為

捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん 研究資料・機器等を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(2)その他の研究活動における不正行為

二重投稿 他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

不適切なオーサーシップ
論文著作者が公表されないこと。

研究成果の漏洩
非公開の他人の研究成果、文章または知的財産を、当該研究者等の知ることなく公表または漏らすこと。

(3)前各号に掲げる行為の証拠隠滅または立証妨害

7 この規程において、「不正使用」とは、実態と異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求及び競争的資金を中心とした研究資金を配分した機関の規程、学内関係規程及びその他関係法令等に違反して公的研究費等、研究費を使用することをいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、良心と信念に従って自己責任で研究を遂行し、成果の客観性の確保に努めなければならない。

2 研究者等は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修または科目等を受講しなければならない。

ならない。

- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を10年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 研究者等は、生命一般の尊厳及び個人の尊重に鑑み、基本的人権を尊重し、動物愛護に努めなければならない。
- 5 研究者等は、国際的に定められた研究規範、国際規約及び条約並びに国内の法令及び本学の諸規程等を遵守しなければならない。

(研究者等の遵守事項)

第4条 研究者等は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

- 2 研究者等は、他の国、地域、組織等の研究活動における文化、慣習、規律の理解に努め、これを尊重しなければならない。
- 3 研究者等は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。
- 4 研究者等は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。
- 5 研究者等は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。
- 6 研究者等は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

第5条 研究者等は、研究のための資料、情報及びデータ等を科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、収集しなければならない。

- 2 研究者等が、研究のために資料、情報及びデータ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者等が、人の行動・環境の情報、心身等に関する個人の情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的及び収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

(個人情報保護)

第7条 研究者等は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報及びデータ等のうち個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

(情報・データ等の利用及び管理)

第8条 研究者等は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等について、その滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究者等は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等を適切な期間保存しなければならない。但し、法令又は本学の諸規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従わなければならない。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第9条 研究者等が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者等は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

(研究成果発表)

第10条 研究者等は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。但し、特許権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、発見であることに鑑み、研究者等は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究者等は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

4 研究成果発表における不正な行為は、本学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚するとともに、捏造、改ざん、盗用等の不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。

(責任及び権限)

第11条 本学の研究倫理の保持及び公的研究費、研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

2 「最高管理責任者」は、機関全体を統括し、研究倫理の保持及び公的研究費、研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

3 「統括管理責任者」は、研究倫理の保持及び公的研究費、研究費の管理・運営について最高管理責任者を補佐し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する者とし、副学長をもって充てる。

4 「コンプライアンス推進責任者」は研究倫理の保持及び公的研究費、研究費の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ者とし、事務局長をもって充てる。

5 「研究倫理教育責任者」は研究倫理教育の実質的な責任と権限を持つ者とし、研究科長をもって充てる。

6 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が責任をもって研究倫理の保持及び公的研究費、研究費の運営及び管理、定期的に研究倫理教育が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

(組織)

第12条 この規程の運用を実効あるものとするために、公立千歳科学技術大学研究倫理委員会（以下「研究倫理委員会」という。）を設置する。

2 研究倫理委員会は、研究者等が本学において研究倫理に反する研究を行った場合、当該研究について審議し、最高管理責任者に報告する。

3 本委員会は、次の各号に定める者のうち、学長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 研究科長

(2) 各学科から1名

(3) その他、学長が必要と認めた者

4 委員の互選により委員長を選出する。

- 5 研究倫理委員会は3分の2の委員の出席を持って成立する。
- 6 研究倫理委員会は、出席者の過半数により議決する。

(誓約書の提出)

第13条 本学において公的研究費の研究課題に参加する全ての研究者等は、公的研究費を獲得し、その交付に係る契約を締結するとき及び交付申請を行うときは交付された公的研究費を適正に使用することを誓約した書面（以下「誓約書」という。）を提出しなければならない。

(適正な管理・運営)

第14条 最高管理責任者は、交付内定を受けた公的研究費申請等に関する事務を事務局に委任する。

- 2 公的研究費の規程及び事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受ける窓口を設置する。相談窓口は、教育連携・研究支援課とする。

(不正防止計画)

第15条 最高管理責任者は、研究活動上の不正な行為を発生させる要因を把握し、その対応のため、具体的な研究活動上の不正防止計画を策定し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

(不正防止計画の推進)

第16条 本学の公的研究費等、研究費を適正に運営・管理する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当する部署として、不正防止計画推進部署を置く。

- 2 不正防止計画推進部署は、教育連携・研究支援課職員で組織する。

(通報窓口)

第17条 公的研究費、研究費に係る不正行為及び不正使用に関する通報（告発を含む。）に対応するため「受付窓口」を設置し、企画総務課（以下「窓口担当」という。）が担当する。

- 2 原則として、通報は顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者等・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。
- 3 前項にかかわらず、匿名による通報があった場合、研究・配分機関は告発の内容に応じ、顕名の通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 前項により通報があった場合は、窓口担当は最高管理責任者及び統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者に報告するものとする。
- 5 窓口担当は、通報者が特定されないように適切な措置を講じるものとする。

(調査・認定等)

第18条 コンプライアンス推進責任者は、通報に係る報告を受けたときは、通報の受付から30日以内に、通報等の内容を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関及び関係省庁に報告する。

- 2 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を必要と判断した日から30日以内に調査を開始する。調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
- 3 調査委員会は次の各号に定めるものをもって組織する。なお、委員は通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とし、学外の有識者は本学と直接の利害関係を有しない者としなければならない。また、委員の過半数は本学に属さない学外の有識者でなければならない。
 - (1) コンプライアンス推進責任者
 - (2) 企画総務課長
 - (3) 学外の有識者
- 4 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

- 5 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物理・科学的根拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 6 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
- 7 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 8 調査委員会は配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
- 9 調査委員会は、調査の結果を最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者に報告し、不正行為が明らかになったときは、当該不正行為の是正措置及び再発防止のために必要な措置を講ずる。また、その事案に係る配分機関及び文部科学省（関係府省）に報告するとともに、調査対象者及び通報者に通知する。
- 10 調査委員会は調査中、必要に応じて、調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。
- 11 調査委員会は通報等の受付から210日以内に、調査開始から180日以内に調査結果、不正発生源要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

（委員に対する異議申立て）

第18条の2 調査委員会を設置した時は、調査委員の氏名や所属を調査対象者及び通報者に示さなければならない。

- 2 調査対象者又は通報者は、調査委員の選任に異議がある場合は、示された日から7日以内に異議を申立てることができる。
- 3 異議の申し立てがあった場合は、内容を確認し、その内容が妥当であると判断した時は、調査委員を交代させるとともに、コンプライアンス推進責任者は、調査対象者及び通報者に通知する。

（不服の申立て）

第18条の3 調査対象者及び通報者は第18条の調査に対して不服がある場合は、示された日から14日以内に調査委員会に異議を申立てることができる。但し、期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 調査対象者及び通報者から異議の申立てがあったときは、調査委員会は最高管理責任者に報告し、再調査の要否を判断する。最高管理責任者は配分機関及び関係省庁に文書で報告しなければならない。この報告は不服申立ての却下及び再調査開始の決定を行ったときも同様とする。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要になる場合は、委員の交代もしくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

（再調査）

第18条の4 調査委員会において再調査を要しないと決定したときは、理由を明記し文書により調査対象者及び通報者に通知する。再調査を要するときは、調査委員会の決定後10日以内に再調査を開始する。また、再調査決定後60日以内にその結果を調査対象者、通報者に文書で通知するとともに、配分機関及び関係省庁に文書で報告する。

(処分等)

第19条 調査の結果、法令違反等の不正行為が明らかになった場合には、不正行為に関与した教職員等に対し就業規則等に従い懲戒処分等を行うことができる。

2 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の処分を行うものとする。

(調査結果の公表)

第20条 最高管理責任者は、不正行為及び不正使用の事実があると認定したときは、速やかに調査結果を公表するとともに、その調査結果を配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

(秘密保持)

第21条 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、窓口担当等の通報を知る立場にある者は、通報者、通報内容及び調査内容等が関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。

(通報者の保護)

第22条 統括管理責任者は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

(被通報者の保護)

第23条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(内部監査)

第24条 公的研究費、研究費の適正な運営・管理のために、「公立大学法人公立千歳科学技術大学内部監査規程」に基づき、内部監査を実施する。

第25条 本学における研究倫理をより実効化し、動物実験及びヒトを対象とする研究活動を行うために、「公立千歳科学技術大学動物実験規程」、「公立千歳科学技術大学ヒトを対象とする研究倫理規程」を別に定める。

2 前項の諸規程において、前条に定める他、研究倫理委員会の任務及び権限を定めることができる。

(庶務)

第26条 この規程に関する庶務は、教育連携・研究支援課において処理する。

(改廃)

第27条 この規程の改廃は学長が行う。

(その他)

第28条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。